

資料

相互主義保険と営利保険

——ヴェルナー・マールの所説をめぐって——

下 和 田 功

1

相互保険と営利保険に関する諸問題は、既に多くの研究者により論究されてきた。だが、その場合多くは、相互保険を提供する代表的な組織形態としての相互会社と、営利保険の主要な担い手としての株式会社との法形式的な、あるいは経済実質的な比較考量を行なう、という形で問題にされている。特にわが国では、保険業法により私営保険の営業は株式会社か相互会社の企業形態に限定されているので、この両形態を中心に考察される傾向が強い。しかしながら、相互保険といっても、その保険者には会社組織をとる相互会社のみならず、組合組織としての相互保険組合も存在する。さらに、営利保険に対する非営利保険の同義語として相互保険を用いるならば、それは公営保険をも含む包括的な概念となる（この広義の相互保険概念を、相互会社の提供する狭義の相互保険と区別するために、以下においては相互主義保険とよぶことにしたい）。したがって、考察の範囲を広げ、およそ保険とよばれる一切のものを含めて、相互（主義）保険と営利保険の問題は研究しうることになる。

保険全般を考察の対象とするところの保険理論を構築する場合に、その基礎となるべき本質的分類は何か⁽¹⁾。当面のわれわれにとっての問題はこれである。しかし、われわれは周到な準備と広く深い洞察力を必要とするこの難問をここで本格的に取上げようとするものではなく、本稿ではその予備的考察を意図するものにすぎない。そして、この問題に対する一つの手がかりとして、以下において、われわれはヴェルナー・マールの相互主義と営利保険に関する所説⁽²⁾を検討したいと思う。

マールの著書については、特に紹介するまでもなく、わが国の文献でも既にしばしば引用されている。なかでも、かれが現代の保険関係をゲゼルシャフト的保険関係と規定し、そ

れが二つの異なる文化圏において生成発展してきたことを提示している点はよく知られている⁽⁸⁾。本稿は、この保険関係の分析やその生成史を取上げることが直接目的とするものではない。いわばかれのこれらの点に関する分析の結果を思考の出発点として、現代の保険の本質的分類基準を探求するための手がかりをえることが、この小論の課題である。そこでまず、かれの相互主義と営利保険に関する論述を簡単にみておきたい。

- (1) 本問題を検討する前に、ここでいう保険理論とはいかなる内容と方法をもったものであるかが、まず明らかにされねばならないであろう。だが、その点は他日別稿で論ずることにして、ここでは不問に付したい。
- (2) 本稿との関連個所は次の通りである。

Werner Mahr, *Einführung in die Versicherungswirtschaft*, Berlin 1951, SS. 27—55, 66—69, 72—76, 96—100, 272—277, 280—290, 292—303, 336—340. なお、筆者が参照したのは、1964年に Photokopie された第二版である。

- (3) たとえば次の文献を参照のこと。水島一也「W・マールの保険関係論について」『国民経済雑誌』第92巻第5号、昭和26年、94—99ページ。水島一也『近代保険論』千倉書房、昭和36年、4—10ページ。箸方幹逸「保険理論の基礎概念(一)」『論集』生命保険文化研究所、第1号、昭和40年、62—67ページ。近藤文二「共済思想と保険思想」『所報』生命保険文化研究所、第13号、昭和41年、44—46ページ。

2

現代の保険制度を規定する基本原理は相互主義ないし組合主義 (Gegenseitigkeitsprinzip oder Assoziationsprinzip) と営利主義 (Erwerbsprinzip) であり、この両者はそれぞれ異なる起源を有するものである、とマールは結論する。すなわち、かれは「ゲゼルシャフト的保険関係の成立と発展」と題する一節で、次のように述べている (SS. 39—55)。ゲゼルシャフト的保険関係の起源を中世ないし近世初頭のブント的組織か、または初期資本主義に形成された地中海地方の商法的制度かのいずれかに求めることが論者の好みに応じて行なわれているが、しかし現代の保険制度に内在する諸原理を偏見にとらわれずに考察し、事前に選択したシェーマによって無理にこれらの原理を歪めないならば、二つの文化領域から相互に異なる主要系列が西洋世界の今日の保険組織に通じている、という事実を否定することはできないであろう。その一つはゲルマン的北欧的起源 (Germanisch-nordeuropäische Wurzel) であり、それはブント的保険形態から出発して、いわゆる相互主義ないし組合主義にその完成をみた。他の一つはローマン的地中海的起源 (Römisch-mediterrane Wurzel) であり、それは商人的観点に基づき経営される営利保険

(nach kaufmännischen Gesichtspunkten betriebene Erwerbsversicherung) として成立発展してきている、と。

まず最初に、営利保険に関する論述からみてゆくことにする (SS. 48—55)。

営利保険は資本主義精神とともに生成発展してきたものであり、ブント的保険関係から生じたものではない。それは商人的計算に基づいて生まれ、危険引受にのみ役立つ純粋に物的保険関係として形成される。すなわち、保険者の側からみれば、保険の引受によって利潤の獲得が期待できる場合にのみ、保険取引は成立する。したがって、営利保険の最大かつ最終の導火理念は、利潤追求に関する冷静な熟慮にある。保険者によるこの利潤の追求は、もちろん無制限に行なわれるものではない。営利保険者といえども、その取引の相手である顧客、すなわち被保険者に満足してもらうことによって初めて利潤獲得の可能性を見出すのであって、被保険者および社会全体へのサービスに心がけ、信用を失わないように努力しなければならない。それゆえ、営利保険においても、利潤追求はある程度抑制されざるをえない。保険者と被保険者とは原則として異なる経済主体であり、この両者は保険市場の関係によって結ばれる。そして、両者の間には、この「市場」を通じて与えられる以上の関連は全く存在しない。営利保険はローマン的地中海的文化圏において海上保険として成立したものであり、当初は散発的に富裕階級に属する人々（商人はもちろん、素人も含まれる）によって副業的に行なわれていた。しかし、保険営業が商品取引や金融取引から次第に分離してゆくにつれ、専門の保険業者が現われた。17世紀初頭に株式会社形態の企業が出現するに及んで、従来専ら個人保険業者により経営されていた保険の分野でも、17世紀から18世紀にかけて、株式会社形態の保険業者が現われた。

このようにみると、営利保険とは利潤追求を目的とする営利保険者（個人保険業者、保険株式会社）によって営まれるところの保険である、ということになる。

次に、相互主義について、マールの所説を要約しよう (SS. 40—47)。

ゲルマン的北歐的経済圏においては、近代的保険関係は18世紀に完成されたが、それはブント的保険形態から出発し、いわゆる相互主義ないし組合主義にその完成をみた。相互主義とは、イニシアティブが公的団体か創造的個人に基づくかにかかわらず、個人に生じる損害を相互に充足するために、同一の危険に脅かされている経済主体が結合することである。同一危険に曝されている多数の経済主体が、現実には少ししか発生しない損失を平均するために醸出する。このようにして生まれる組合 (Assoziation) は、特定集団のためのいかなる営利の意図もなく、組合員相互の保険保護のみを目的に結合するものであ

る。すなわち、それは相互扶助のための組織であって、保険保護を提供することによって利潤を獲得しようとするものではない。したがって、経済理論的意味では、それは企業ではなく、ゲノッセンシャフト (Genossenschaft) に近い経営形態である。歴史的にみれば、中世の一般ギルド (Universalgilde) から、火災ギルド・乳牛ギルド・死亡ギルドといった特殊ギルド (Spezialgilde) へと発展した。その後の発展は二つの系列に分かれるが、第一は公営保険施設の系列であり、第二は相互保険組合への発展である。火災ギルドの影響を受けて、ハンブルクに火災保険組合 (Feuerkontrakt) が生まれ、それがハンブルク市営一般火災金庫 (General-Feuercasse) へと発展的解消をなし、これにならって、ドイツの各地方に公営火災保険施設 (Öffentlich-rechtliche Brandversicherungsanstalten) が設置された。この公営保険施設への発展と並行して、自助の方法に基づき相互的保険 (Gegenseitige Versicherung) を目的とする私的組織も15、6世紀に創設されるようになったが、それらは宗教上の障害、合理的経営に必要な保険技術的知識の欠如、不十分な被保険者数、といった理由のために散発的に存在したにすぎない。公営保険施設が経験を積重ね、そして国家のイニシアティブを好まない、いわゆる自由主義の経済観が浸透した19世紀に入ってから、大小の相互組合が次々と設置されるようになった。この第二の系列における画期的なものが、アーノルディ (E.W. Arnoldi) によってゴータに創設された1821年のゴータ火災保険銀行 (Gothaer Feuerversicherungsbank a.G.) および1828年のゴータ生命保険銀行 (Gothaer Lebensversicherungsbank a.G.) であった。

この相互主義を指導理念とする保険 (相互主義保険) における保険者 (すなわち公営保険施設ないし相互組合) とその構成員である被保険者との関係をみると、すべての組合員が被保険者であり、同時にかれらはその総体において保険者である、ということになる。

3

マールは、相互主義と営利主義の二つを単なる歴史的な流れとして把握しているのではなく、この両者が過去から継承された成果として現代の保険に生き続けていることを明らかにしようとしている。したがって、相互主義を基本理念とする保険と営利主義を指導理念とする保険との区分が、いかなるものであるかを検討してみなければならない。

相互主義保険と営利保険の分類は、明らかに保険部門、たとえば海上保険、火災保険、生命保険等の区分とは一致しない。たしかに、後者が海上保険を中心に発達し、前者は火

災保険を主に展開されてきたのであるが、しかし前者に属する海上保険も、後者に属する火災保険もありうることは明白である。

それでは、この分類は何を基準とするものであろうか。前節で示したマールの説明から、基本的には二つの基準が考えられると思う。第一に、この分類は保険者の組織形態が営利を目的とするかいなかを基準とするものであること、第二に、それは保険関係に立脚した分類であること、この二つである。

第一の基準であるが、かれは営利保険について、「商人的観点に基づいて経営される営利保険」、「最初から純粹に商人的計算から生まれた取引関係」、「保険者である企業により、利潤の獲得を唯一の目的として経営される保険」(S.54)と述べている。また相互主義保険については、「個人に生じる損害を相互に充足するために、多数の経済主体が結合」(S.46)するが、「このようにして発生する組合がいかなる営利の意図もなく、その構成員に提供する」(S.47)ところの保険であると説明している。結局、営利保険か相互主義保険かは、それらを提供する保険者の性格によって決定されることになり、双方の保険者を区分するものは営利を目的とするかいなかということである。この分類は経営主義ないし組織形態を基準とする分類であり、営利保険者には個人保険業者と株式会社があり、相互主義保険を提供する保険者には公営保険施設、相互組合があげられる。ここでは、相互主義保険は営利保険に対する非営利保険として概念化されていることになる。

さらに第二に、この相互主義と営利保険に関する考察が、マールの保険学(少なくとも当該著書で展開されている限りでの)の基礎理論となっている保険関係論と密接な関連をもつ、というよりは、それに立脚して展開されていることを忘れてはならない。したがって、究極的には特に保険者の性格のいかに帰するにしても、保険者のみならず被保険者をも含めて、相互主義と営利保険の区分については考慮しなければならない。この点は、かれが保険をいかに定義しているかをみれば、容易に理解しうるであろう。かれは

Gefahr Risiko

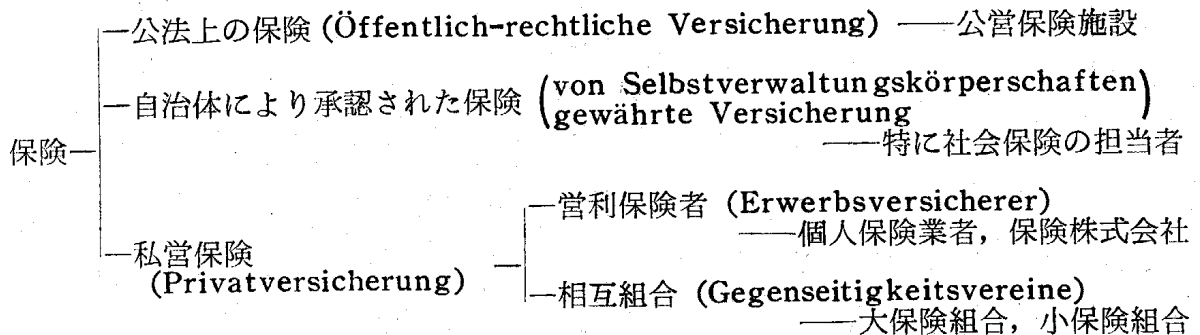
「保険とは、不可避のゲフェールゲフェールにより生じるリジコから経済の運営を確保することであり、それは同種の危険に脅かされている一団の経済主体に対して保険給付を割当てることゲフェールによってか、または確率計算に基づき危険を引受ける保険者によって達成される」(S.76)と定義する。かれが「同種の危険に脅かされている一団の経済主体に対して保険給付を割当てること」という場合、それは相互主義保険を意味しているのであり、「確率計算に基づき危険を引受ける保険者」とは営利保険者のことをさしているのである。すなわち、前者では「すべての組合員が被保険者であり、同時にその総体において保険者でもあ

る」(S.47)のに対し、後者では「保険者と被保険者とは異なる経済主体」(S.55)なのである。また、かれは次のように述べている。「必要な資金が全部または一部、同種の危険に対し結合している諸経済主体によって、すなわち共同して調達されねばならない(相互主義)。保険経営の危険は被保険者自身の負担となる」(S.74)。この引用文は相互主義についてであるが、続いて営利保険について「必要な資金が危険に脅かされている者の外部に立つ保険者(営利保険者)によって、その単一の危険に基づき確率計算に応じて徴収される確定保険料の形で蓄積される。保険経営の危険は保険者の負担となる」(S.74)といている。相互主義保険と営利保険の区分は、ここでは相互主義保険と非相互主義保険の分類として提示されていることになる。

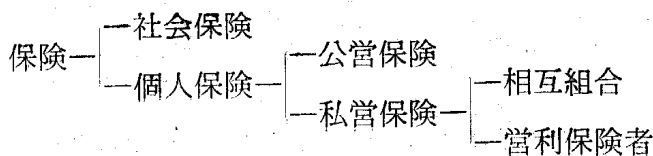
それでは、かれの保険学の支柱である保険関係論に立脚したこの相互主義保険と営利保険の区分は、現代の保険を分類する場合に生かされているのであろうか。答は否である。かれはドイツの現状において法律上あるいは慣習上一般に認められている分類を踏襲しているにすぎず、かれ独自の相互主義保険・営利保険の区分とこの法律的ないし慣習的分类との相互関係については何ら言及していないのである。この点について、次節で筆者なりの整理を試みたいと思う。

4

ドイツの法律に基づく分類に従って、マールは保険一般を社会保険 (Sozialversicherung) と個人保険 (Individualversicherung) に二分する (S.98)。また、保険担当者による組織上の分類として、かれは次の区分を示している (S.99)。



この二分類を総括すると、次のように整理できるであろう。

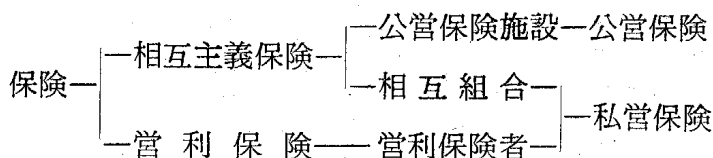


この分類に若干説明を加えたい。マールによると、今日のドイツの現状に従えば、保険は社会保険と個人保険に分類できる (SS. 273—274)。この両範疇の境界は流動的なものであって、それは法律規定または慣習によって定まる。社会保険は社会政策上の理由から国民の中の社会的弱者層のために、強制権をもってドイツで創設されたものである (保険強制および強制保険)。これに対し、個人保険は多くは個人の自由な決定に基づき加入するものである (契約保険)。前者が社会的目的の保険であるのに対し、後者は個人的目的の保険である。この個人的目的のためには、私的保険企業とともに公営施設も利用される。また、私営保険は私法に従って運営される保険企業であり、公営保険は公法に基づき設置されるものである。広義の公営保険には社会保険も含まれるが、ここでは社会保険を除く公営保険という狭義の概念として用いられる。公営保険はある面で、社会保険と私営保険との中間的形態である。なお、私営保険は保険契約の引受によって利潤の獲得をめざす営利保険者とその他の保険者に区分される。

かかる法律的不いし慣習的分類と、マールの相互主義保険・営利保険の区分とは、いかなる相互関係にあるのであろうか。

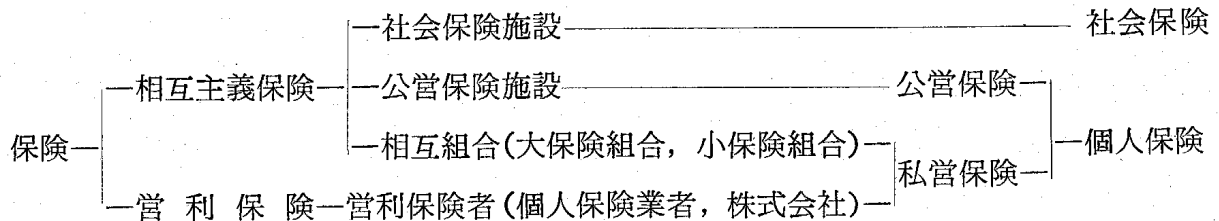
筆者の理解によれば、通常、営利保険と相互保険とを問題にする場合、そこでいう相互保険とは、相互会社の営む保険をさす場合が圧倒的に多く、広義にとっても、公営保険施設をも含める場合が散見するにすぎない。もちろんマールも、相互会社と営利保険者を中心に考えていることは、「株式会社と相互組合」という一分節を特に設けていること (SS. 300—303) から容易に推測されよう。しかし、かれの場合さらに、公営保険をも相互主義保険の中に入れて考えていることは、ゲルマン的北歐的起源に関する論述をみれば明らかである。

それでは、社会保険はどのように処理されているのであろうか。マールが「ゲゼルシャフト的保険関係の成立と発展」と題する一節において、ゲルマン的北歐的起源を考察するにあたり、社会保険について全く言及していないことから判断すると、かれも一般の論者と同様に、社会保険を除外して、相互主義保険と営利保険の区分を考えているように思われる。もしそうだとすれば、



上記のごとき相互関係が考えられよう。しかしながら、第三節で示したように、相互主

義保険と営利保険の区分を保険者の営利意図の有無を基準とする分類であるとすれば、相互主義保険は営利保険を除く全ての保険、すなわち非営利保険を意味することになり、社会保険も当然に相互主義保険の範疇に入ることになる。ドイツでは、社会保険を保険の一部門とみなす考え方が支配的であり、マールも社会保険の分析のために特に一節をさいている。そして、かれ自身次のように述べている。「……相互組合の組織形態は連帯主義的、時としては集産主義的、または社会主義的な思想に通じている。国家社会主義的見解に基づく公営保険や、社会政策的必然性から生まれた社会保険において、相互主義が選択された理由はこの点にある」(S.300)。したがって、マールは次のように考えている、と推論して大過ないであろう。



5

現代の保険関係はけっして同一の出発点をもつものではなく、そこにはゲルマン的の北歐的文化圏で発展してきた相互主義保険と、ローマン的地中海的文化圏に起源をもつ営利保険との二つの発展系列がみられる。相互主義保険と営利保険は全く対照的な組織形態であり、この二つが現代の保険制度に依然として存続している。これがマールの所説の要旨である。

しかしまた他方では、かれは次のごとき見解も示している。相互主義と営利主義はそれぞれ異なる世界から生成されてきたが、この二つの組織形態が相互に競争している場合には、両者の相違は著しく少なくなり、結局、両者は非常に類似した組織になってきている(SS.55,302)。換言すれば、ゲゼルシャフト的保険関係の発展は近世初頭にその源流をもつ大河のようなものであって、ヨーロッパの種々の文化圏がこの大河に集中し、その下流においては、同一精神に担われた新種の文明を、すなわち近代的保険関係を形成してきた(S.65)、と。ここでは、マールは営利保険と相互主義保険が渾然一体となった、といっているのであろうか。この点単なる比喩に解消されて、かれがいかにか考えているか詳かでない。しかし、相互主義保険と営利保険については、明確な一線を引いて、かれは現代の保険を二分しようとしているのではないのだろうか。その一例証として、先に示した

保険に関する定義において、相互主義保険と営利保険とをマールが峻別していることがあげられる。

もしそうだとすれば、相互主義保険と営利保険の区分は、単に歴史的発展の帰結としてのみ意義をもつのではなく、保険の現状を分析する際にも生かされるべきであろう。しかも、この分類はマールの保険学の理論的主柱となっている保険関係論に立脚したものであると見てよく、その意味からも、かれの保険学における本質的分類となつてしかるべきはずである。

しかし、この点でマールの相互主義保険と営利保険の分類には、若干の大きな難点があるように思われる。

その第一点は、相互主義の内容についてである。かれは相互主義について、「個人に生じる損害を相互に充足するために、同一危険に脅かされている諸経済主体が結合すること」(S.46) であると説明し、また保険の定義においては、「保険給付を同一危険に脅かされている諸経済主体に割当てること」(S.76) であるといっている。しかし、この種の相互主義は集团的自助としての保険一般に見出せるものであって、相互主義保険のみならず、営利保険においても出現されている。そのことは、かの有名なマーネスの保険に関する定義、すなわち「同様な危険に脅かされる多数の経済主体の、偶発的な評価可能な金銭的必要の相互的充足である」(傍点・引用者)を想起すれば十分であろう。マーネスは「相互的充足 (Gegenseitige Deckung) が保険の特殊な、もっとも主要な特性である」⁽²⁾とされているのである。マールのいう相互主義は、確かに非営利保険の全てに妥当するであろう。だが、この種の相互主義は保険そのものの本質であつて、営利保険においても見出せる。すなわち、営利保険の被保険者も保険者を通じて宿命的、結果的にかかる相互主義を実現しているのである。

次に問題としなければならない点は、相互主義保険を営利保険以外の全ての保険、すなわち非営利保険と同義語として用いていることについてである。この概念には、相互会社や相互組合の経営する相互保険のみならず、公営保険や社会保険も含まれることになる。保険者の性格を異にし、保険者と被保険者との結合の性質が必ずしも同一ではなく、また被保険者の範囲や成立の動機を異にする各種の非営利保険を、相互主義保険として一括することには無理があるといわねばならない。通常、保険を論じる場合、社会保険を除外して個人保険についてまず検討し、次いで社会保険についても論じる、という形式がとられる。それは、社会保険が個人保険とは一括して論じえない本質的な相違点のあることに起

因するであろう。ところが、マールのこの分類では相互会社や相互組合の経営する相互保険は、同じく個人保険の範疇に入る営利保険と対立する概念として把握され、社会保険と同一範疇に入れられる、という矛盾が生じる。本稿第四節末尾の分類表は、この混乱した関係を明示してくれている。相互主義と営利保険という二つの発展系列を措定することは、個人保険の歴史的展開の描写としては妥当であるとしても、その結論たる分類は、相互会社の巨大化、社会保険の実現等によって複雑さを増した保険一般を分類する基準とはなりえないと思われる。

第三の難点は、今述べた第二点と関連することであるが、マール自身も指摘しているように (SS.55, 75, 302), 相互保険を営む相互会社と営利保険者である株式会社との経済実質的意味での同質化、という周知の事実と関連する。説明を省略して結論的にいえば、相互会社は株式会社と同様に営利企業的人格をもつものであり、相互会社の営む相互保険も、株式会社の営む保険も、ともに会社企業によって経営される保険として一括しうるものである⁽³⁾。えん曲的にいえば、「相互会社における『保険加入者(社員)の自治』の美名のもとに、潜在的資本による隠蔽された姿での利潤追求がおこなわれる余地がある⁽⁴⁾」ということになる。したがって、保険者の営利目的の有無を基準に相互主義保険と営利保険に分類する場合、相互会社の提供する相互保険をいかに扱うかが問題となる。

第四に、相互主義保険・非相互主義保険として、相互主義保険と営利保険の分類を把握する場合の問題がある。この場合、相互主義保険とは、第一に、被保険者の総体が保険者であって、営利保険の場合のごとき第三者の介入がないこと、第二に、必要な資金が被保険者によって共同して調達されること、第三に、保険経営の危険が被保険者自身の負担となること、少なくともこの三要件を具備するものであろう。まず相互会社についてであるが、第一要件において問題のあることは、相互会社=会社企業とする前述の説明から明らかであろう。ここでは検討しないが、いわゆる被保険者による会社自治制は現実の相互会社の運営には何ら実質的意味のないものとなり、単なる形骸と化している⁽⁵⁾。すなわち、被保険者の社員関係の側面は名目だけのものとなり、多数の被保険者の関心も専ら保険関係に限定されている。かくて、被保険者の意思とは隔絶されたところで選任される取締役会としての保険者(すなわち相互会社企業)を、被保険者の総体としての保険者と同一のものとして把握することは困難であって、実質的には株式会社の場合同様に、被保険者(の総体)と保険者(すなわち相互会社)とは別個の存在だと考える方が妥当であろう。株式会社の場合に、「資本と経営の分離」ということがいわれるが、相互会社においても、

若干意味は異なるが同様の現象がみられ、その結果むしろ株式会社におけるよりも強力な経営者支配が見出せるのである⁽⁴⁾。相互会社における業務執行機関（取締役会）としての経営者を完全な第三者とみなしうるかいなか、若干問題があるにしろ、株式会社の場合同様に、一応保険者を被保険者とは別個の存在とみなしてよいであろう。また第三要件においても、相互会社では多くは確定保険料主義がとられていることから、若干の疑問が提起されよう。

次に、第四の問題点を社会保険について検討してみる。第一要件に関し、第三者としての国家が介入していること⁽⁵⁾、第二要件では、雇主醸出金（これは被保険者の賃金部分を名目上雇主が支払っているとみなすこともできるであろうが）やさらに国家の負担がみられること、第三要件については、たとえば医療保険の場合に典型的にみられるような国庫による赤字負担が行なわれうること、以上断定的に述べたが、これらの諸点から、社会保険はむしろ非相互主義保険の範疇に属するものと考えられるのである。公営保険の場合についても、ほぼ同様なことがいえよう。

このように考えてくると、第四の問題については、相互会社（大保険組合）も社会保険、公営保険の両施設とともに非相互主義保険であり、厳密には相互組合（小保険組合）のみが相互主義保険の範疇に入ることとなり、その意味でも、マールの分類は適正を欠いたものということになる。

(1)(2) Alfred Manes, *Versicherungswesen*, 5. Aufl., Bd. I, Leipzig und Berlin 1930, S. 2.

(3) たとえば米谷隆三「保険制度」『米谷隆三選集第二巻』米谷隆三選集刊行会、昭和36年、39ページ、45—51ページを参照のこと。同書39ページでは、「相互会社は企業体の典型的な株式会社と同様に商人的経営を行なうものであって、人的結合が稀薄であり、実態上からみても営利保険に近く、更にまた法制上からみても株式会社法を換骨奪胎したものに外ならない」と述べられている。

(4) 広海孝一「保険経営論」『経営学辞典』東洋経済新報社、昭和42年、782ページ。

(5) たとえば水島『近代保険論』146—157ページを参照のこと。

(6) 水島・前掲書152ページを参照のこと。

(7) 米谷隆三「火災保険経済論」『米谷隆三選集第一巻』米谷隆三選集刊行会、昭和35年、365ページにも、同様な見解が示されている。

れた背景には、いくつかの事情が考えられるであろう。その第一は、何と云っても、ゲルマン思想をローマン思想と同等のものとして、対立的に取上げようとするドイツ的な伝統的思考法と、ゲマインシャフト・相互主義・連帯主義に対するドイツ人の根強い憧憬ないし郷愁との影響である。したがって、現代の保険の起源をゲルマン的・北欧的起源とローマン的・地中海的起源の二つに求め、相互主義保険を営利保険の対極として把握したマールの見解は、必ずしも独創的なものとはいえないであろう。しかし、「諸学者の研究を総合し、これをかれの保険関係論との関連のもとに体系化した点⁽¹⁾」は高く評価すべきであると思う。

次に考えられることは、ドイツ保険界の特殊事情である。日本では相互保険といえ、私営保険の領域では、相互会社しかその営業を認められていないが、ドイツでは、日本の相互会社に相当する大保険組合 (Große Versicherungsvereine) と並んで、小保険組合 (Kleinere Versicherungsvereine) の存在が認められている (Versicherungsaufsichtsgesetz § 53)。その市場占有率は、第一表⁽²⁾でみられるように、わずか3.8%にすぎないが、保険者数では小保険組合の数がもっとも多い。マールによると、西ドイツでは少

第一表 連邦監督局の監督下にある保険者数 (1960年3月31日現在)

	株式会社		大保険組合		小保険組合		公営保険施設		有限責任会社		国内企業		外国企業		合計
	数	市場占有率	数	市場占有率	数	市場占有率	数	市場占有率	数	市場占有率	数	%	数	%	
1 生命保険	37	67.3	35	23.2	2	—	16	7.2	—	—	90	97.7	7	2.3	97
2 恩給保険	—	—	5	18.5	209	81.5	—	—	—	—	214	100	—	—	214
3 埋葬金庫	—	—	1	2.7	137	97.3	—	—	—	—	138	100	—	—	138
4 疾病保険	5	32.7	33	62.8	64	4.5	—	—	—	—	102	100	—	—	102
5 物(責任, 災害を含む)保険	70	80.7	34	9.4	60	0.3	6	3.1	2	—	172	93.5	37	6.5	209
6 家畜保険	—	—	11	82.8	65	10.4	—	—	3	6.8	79	100	—	—	79
7 電害保険	5	15.6	3	81.8	9	2.6	1	—	—	—	18	100	—	—	18
8 船舶保険	—	—	1	—	36	100	—	—	—	—	37	100	—	—	37
	117	65.2	123	23.3	582	3.8	23	3.9	5	0.1	850	96.3	44	3.7	894

なくとも 6~7,000の小保険組合があると推定され、終戦直後の英国占領地区だけでも、第二表⁽³⁾のごとくであったという。第一表によれば、全保険者数894のうち582(約65%)

第二表 英国占領区における小保険組合数(1946年)

家 畜 保 険	3087組合
埋 葬 金 庫 保 険	1113 ♪
疾 病 保 険	210 ♪
物 保 険	237 ♪
恩 給 保 険	32 ♪
合 計 4679組合	

が小保険組合であった。小保険組合は物的、場所的または人的に制限された範囲で事業を営むもの(VAG. §53)であって、それは人的関係の何ら存在しない多数の被保険者を技術的関連のもとに結合させる大保険組合(相互会社)とは質的に著しく異なり、資本的団体としてよりも、人的団体としての色彩の濃いものである。既述のごとく、大保険組合は多くの点で株式会社と同様な性格をもつものであり、小保険組合はこの両者と対立的関係に立つものであるといえる。このような小保険組合が多数存在していることが、マールの立論に強く影響しているといつてよいであろう。

さらにもう一つは、古い沿革をもつ公営保険がドイツでは盛んなことである。マールの引用している資料(1934年現在)によると(SS.275—276)、公営保険施設は再保険を含め、ほぼあらゆる分野に進出しており、火災、賠償責任、災害、盗難、自動車、水管の各保険では公営施設は大保険組合よりも多く、株式会社に次ぐ契約高を示しており、電害保険では株式会社よりも多く、大保険組合に次ぐ契約高を記録している。公営保険施設の数も火災保険では41、生命保険では17もの多きを数えていたという。

こういった小保険組合や公営保険施設の隆盛、これらの組合や施設の歴史的発展を土台に、社会保険がドイツにおいてはじめて実施されたこと、かかる一連の事象に、マールの相互主義保険と営利保険に関する論述は裏打ちされたものであるといえるであろう。

(1) 水島・前掲書4ページ。

(2) E. Frey, „Organisationsformen der Versicherungsunternehmen“, Die Versicherung, Bd.I, Wiesbaden 1964, S.638 (Studienplan B II 1. S.10) .

(3) Mahr, a.a.O., S.298.

7

かかる背景のもとに形成されたと考えられるマールの所説は、歴史的考察としては多くの学ぶべき点を有していると思われる。しかしながら、第五節で示したごとき難点を含むがゆえに、現代の保険を相互主義保険と営利保険とに二分するところのかれの結論を、保険一般の分析にあたっての基礎的な本質的分類基準とすることはできない、とわれわれは考える。それでは、これに代わるいかなる分類が考えられるであろうか。それは、マールの立論自体の中に示唆されていると思う。

かれは社会保険を「社会政策上の理由から、国民の中の社会的弱者層のために、強制権をもって創設される保険（保険強制および強制保険）」（S.273）と規定し、個人保険を「多くは個人の自由な決定に基づき加入する保険（契約保険）」（S.273）として、両者を区分している。個人保険において「多くは（zumeist）……」といているのは、その中に強制権を伴う公営保険が含まれているからである。すなわち、公営保険施設には強制の度合いを異にする種々の形態があり、純粹の契約保険と同様に、保険者と保険契約者双方の自由な契約によって保険関係が成立するものから、独占施設や強制施設、あるいはこれらの混合形態まで、多種多様な保険施設がみられる（SS.282—283）。そして、この故に、公営保険をマールは「保険強制を伴う社会保険から、任意加入の支配する私営保険への過渡的形態」（S.284）と表現しているのである。

保険を強制保険と契約保険に二分する分類は、法律的視点からする区分である。しかし、この分類は単に法律上の関連以上の重要な意義をもつ。保険技術的、保険関係上の、または経営的、経済的、社会的諸側面において、両者は大きなコントラストを示す。そこで、法律的意味にとらわれないために、契約保険という用語を避けて、任意保険という言葉を用いたい。われわれは法律上の、または保険政策上の分類という以上の意味をこめて、強制保険・任意保険の分類を重視すべきであると考え、この点の分析は他日に期したい。

既述したごとく、相互主義保険・営利保険の分類は、一方では、保険経営が利潤追求を目的とするか否か、という営利の有無を基準とする分類（営利保険・非営利保険）であると同時に、また他方では、保険関係に立脚した、「すべての組合員が被保険者であり、同時にその総体において保険者である」（S.47）ところの相互主義保険と、「保険者と被保険者とは異なる経済主体」（S.55）である非相互主義保険との分類でもある、といった二面性をもっている。かりに保険関係に徹底してその分類の基準を求めるとして

も、保険者と被保険者の分離のみられる相互会社や、第三者の介入、被保険者以外の分担、国庫による赤字負担のみられる社会保険施設等が存在する以上、この分類は適切なものとはいえないであろう。保険関係の面からも、その形成が強制か任意かのいずれに基づくものであるかを基準とする分類が考慮されるべきである。保険関係は、マールも指摘するように、法律的には「私営保険では加入の時に始まるが、法律的強制のあるところでは、法律に規定された要件が満たされる場合にのみ生じる(強制権、保険加入義務)。被保険利益が消滅するか発生しない場合、または保険強制の前提条件がもはや存在しなくなると、保険関係は消滅する」(S.35) のである。

強制保険・任意保険の分類について論及することは本稿の枠を超えるので、ここではこの分類の重要性を指摘するにとどめたい。

(1968. 10. 10)